

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可 (六件) 一
- (都市整備局都市基盤部交通企画課)
- 昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号 (建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定) の一部改正 二
- (都市整備局市街地建築部調整課)
- 都営住宅の廃止 二
- (都市整備局都営住宅経営部経営企画課)
- 都営住宅の使用料の変更 三
- (同)
- 都営住宅の名称、位置、使用料等 六
- (同)
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更 七
- (同)
- 都営再開発住宅の廃止 八
- (同)
- 都営住宅の駐車場の区画数変更 九
- (同)
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数 九
- (同)
- 准看護師養成所の指定取消し 九
- (福祉保健局医療政策部医療人材課)
- 国民健康保険法第八十一条の二第三項の規定により定める特別の方法 九
- (福祉保健局保健政策部国民健康保険課)
- 都道の区域変更 (二件) 九

公 告

- (建設局道路管理部路政課) 九
- 二級河川境川における管理協定の締結 三
- (建設局河川部指導調整課)
- 港湾施設の変更 (二件) 三
- (港湾局港湾経営部経営課)
- 都立海上公園の区域及び面積の変更 三
- (港湾局臨海開発部海上公園課)
- 平成十六年東京都告示第五百二十八号 (都立海上公園有料施設の利用券の様式) の一部改正 三
- (同)
- 都立海上公園有料施設の利用時間の変更 四
- (港湾局臨海開発部海上公園課)

雑 報

- 東京都職員共済組合定款の一部変更 五
- (東京都職員共済組合)
- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程 六
- (同)
- 東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程 六
- (同)
- 東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程 七
- (同)
- 東京都職員共済組合総合保健施設利用規程の一部を改正する規程 七
- (同)
- 東京都職員共済組合シテイ・ホール診療所の患者受付時間 七
- (同)

告 示

●東京都告示第五百十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

●東京都告示第五百二十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

施行者の名称	事業地	使用の部分
東京都知事 外 添 要 一	大田区	なし
一 施行者の名称	大田区	なし
二 都市計画事業の種類及び名称	東京都都市計画駐車場事業大田第二号 大森町駅自転車駐車場	使用の部分
三 事業施行期間	平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日まで	大田区大森西六丁目地内
四 事業地	大田区大森西三丁目地内	
一 施行者の名称	東京都知事 外 添 要 一	
二 都市計画事業の種類及び名称	東京都都市計画駐車場事業大田第三号 梅屋敷駅自転車駐車場	使用の部分
三 事業施行期間	平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日まで	大田区大森西六丁目地内
四 事業地	大田区大森西三丁目地内	

●東京都告示第五百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の
種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業大田第四号
京急蒲田駅西口自転車駐車場

三 事業施行期間 平成二十七年三月三十一日から平成
二十八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
なし

使用の部分
大田区蒲田四丁目地内

●東京都告示第五百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一
項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の
種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業大田第五号
京急蒲田駅東口自転車駐車場

三 事業施行期間 平成二十七年三月三十一日から平成
二十八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
なし

使用の部分

大田区南蒲田一丁目地内

●東京都告示第五百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一
項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の
種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業大田第六号
雑色駅自転車駐車場

三 事業施行期間 平成二十七年三月三十一日から平成
二十八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
なし

使用の部分
大田区仲六郷二丁目及び仲六郷三
丁目各地内

●東京都告示第五百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一
項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の
種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業大田第七号
糎谷駅自転車駐車場

三 事業施行期間 平成二十七年三月三十一日から平成

二十八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
なし

使用の部分
大田区西糎谷四丁目地内

●東京都告示第五百二十五号

昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号(建築基
準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定)
の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

第一号中「又は法」を「法」に改め、「取消しを必要
とする建築物」の下に「又はマンシヨンの建替え等の円滑
化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百五条第
一項の規定による許可を必要とする建築物」を加える。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都告示第五百二十六号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例
(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に
より告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

名称

渋谷一丁目アパート
(3号棟)

位置

渋谷区渋谷一丁目二十三番

構造及び規模

中層耐火 四三・二平方メートル

戸数

一六戸

●東京都告示第五百二十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、平成二十七年四月一日から実施するので、
同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	2	42,100	78,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(2号棟)	港区港南4-5	42.2	1	40,200	86,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号5号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,600	77,700
一般都営	高層耐火	台東小島アパート(2号棟)	台東区小島1-5	43.5	1	33,800	38,700
一般都営	高層耐火	台東小島アパート(2号棟)	台東区小島1-5	40.2	1	31,200	36,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号5号棟)	墨田区文花1-28	37.8	2	26,400	46,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号5号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	46,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号6号棟)	墨田区文花1-28	37.8	2	26,400	46,500
一般都営	中層耐火	文花一丁目アパート(3号4号棟)	墨田区文花1-5	37.0	1	25,200	44,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,500	75,000
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(8号棟)	江東区南砂3-11	37.0	2	29,200	52,500
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(1号1号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	29,100	40,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	2	28,000	44,700
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,500	47,700
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(1号9号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号2号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号7号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	31,200	39,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	46,100
一般都営	中層耐火	亀戸八丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸8-4	42.3	1	35,200	63,200
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	83,500
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,500	70,600
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	77,200
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	72,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号9号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,500	95,000
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート(1号2号棟)	大田区南蒲田1-17	39.0	1	31,900	56,000
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目アパート(1号0号棟)	大田区本羽田2-10	33.4	1	25,900	34,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号5号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	37,800
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	48,500
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(2号棟)	大田区東糀谷6-9	37.3	1	29,800	44,400

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	東糀谷六丁目アパート(3号棟)	大田区東糀谷6-9	36.4	1	28,600	34,300
一般都営	中層耐火	東糀谷六丁目アパート(5号棟)	大田区東糀谷6-9	39.0	1	30,500	34,800
一般都営	中層耐火	池上八丁目アパート(8号棟)	大田区池上8-22	42.3	1	35,000	62,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	2	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート(2号棟)	世田谷区弦巻5-3	39.0	1	31,100	67,000
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	2	33,100	70,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	78,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	78,300
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,600	55,400
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(1号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	39,400	84,900
一般都営	中層耐火	成田東二丁目アパート(5号棟)	杉並区成田東2-5	42.3	1	32,000	66,300
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,400	51,600
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート(2号0号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	26,200	34,000
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(2号1号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	77,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(5号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	32,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	1	43,800	83,900
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(1号1号棟)	練馬区石神井台4-5	55.9	1	44,500	88,800
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目アパート(2号棟)	練馬区豊玉中1-23	51.0	1	39,500	75,100
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	100,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(3号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,500	76,300
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(2号棟)	足立区中央本町5-16	55.9	1	41,000	72,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(1号0号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,800	48,700
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(3号棟)	足立区六月2-26	55.9	1	41,300	73,500
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(1号棟)	足立区青井4-36	59.6	1	44,400	84,300
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(2号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	42,400
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(6号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	42,400
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)	足立区保木間1-24	33.4	1	23,000	37,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	36,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(9号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号3号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号3号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(10号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(13号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(7号棟)	足立区西保木間4-3	37.3	1	25,600	44,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間4-3	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(5号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,800	36,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,800	33,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(13号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	27,000	45,100
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(5号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	2	24,400	40,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(11号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	40,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(17号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	42,700
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(5号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	2	24,400	38,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(16号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,600	37,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(12号棟)	足立区舎人6-13	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,800	49,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(17号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,700	78,900
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,400	71,200
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,100	70,700
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,100	70,700
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(2号棟)	葛飾区東金町5-30	55.9	1	41,200	72,600
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,400	63,800
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉1-21	39.0	1	27,700	51,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	66,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	70,800
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,700	77,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(7号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	73,800
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(8号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	37,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	50,000

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	50,000
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-10	36.2	1	26,800	42,500
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(14号棟)	江戸川区平井7-18	36.4	1	27,500	44,900
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート(1号棟)	八王子市石川町2955	42.2	1	20,800	41,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-1号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,800	40,900
一般都営	中層耐火	長房西アパート(西1号棟)	八王子市長房町891	51.0	1	27,200	49,000
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,900	88,200
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(19号棟)	三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,200	57,200
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(5号棟)	三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,900	87,200
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(7号棟)	三鷹市上連雀9-37	62.1	1	46,200	93,500
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀1-22	59.6	1	44,600	92,600
一般都営	中層耐火	府中本町四丁目アパート(1号棟)	府中市本町4-5	56.8	1	32,700	73,700
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(2号棟)	府中市栄町1-3	48.1	1	28,900	70,700
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(3号棟)	府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	82,100
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(3号棟)	府中市晴見町2-18	51.0	1	31,500	74,700
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	27,100	57,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	中層耐火	上石原一丁目アパート(1号棟)	調布市上石原1-16	61.3	1	38,200	86,200
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(1号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,800	82,000
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(3号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,700	91,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(7号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	32,900	76,200
一般都営	中層耐火	木曾森野第1アパート(A-5号棟)	町田市木曾東1-1	63.2	1	40,800	81,500
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	38,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(14号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,500
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,600	77,000
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(3号棟)	町田市金森2-31	48.1	1	26,700	53,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	30,400	64,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	30,400	64,600
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート(1号棟)	小平市学園西町2-26	55.9	1	33,200	75,700
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(2号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,400	79,200

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(4号棟)	東村山市秋津町5-1	60.5	1	36,900	76,900
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	31,100	64,900
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	45,500
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(1号棟)	国立市北3-25	39.6	1	20,400	49,200
一般都営	中層耐火	国立西三丁目アパート(1号棟)	国立市西3-8	55.9	1	33,700	81,400
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(4号棟)	西東京市北原町2-12	62.1	1	39,200	87,100
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート(1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	1	33,600	80,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(7号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,300	77,800
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(14号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,900	65,100
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(2号棟)	西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,700	86,900
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(1号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	40,700	94,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(36号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(45号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(48号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(11号棟)	清瀬市竹丘1-15	33.4	1	16,400	35,100
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘二丁目アパート(29号棟)	清瀬市竹丘2-10	75.8	1	48,000	96,300
一般都営	中層耐火	八幡町第一アパート(2号棟)	東久留米市八幡町2-11	38.3	1	20,300	40,800
一般都営	中層耐火	八幡町第二アパート(1号棟)	東久留米山下里1-4	41.7	1	22,100	43,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-5号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-7-2号棟)	多摩市和田3-7	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-3-2号棟)	多摩市愛宕1-3	37.3	1	17,600	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-4号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	45,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(5-1-3号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,700	54,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-3号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,200	55,300

●東京都告示第五百二十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
下馬二丁目アパート (2号棟)	世田谷区下馬二丁目三十三番	高層耐火 三四・六平方メートル	二二戸	三三、二〇〇円	六〇、九〇〇円
同右	同右	同右	七戸	三三、二〇〇円	六一、〇〇〇円
同右	同右	四〇・四平方メートル	二二戸	三八、七〇〇円	七一、一〇〇円
同右	同右	同右	七戸	三八、七〇〇円	七一、二〇〇円
同右	同右	四七・八平方メートル	一一戸	四五、九〇〇円	八四、四〇〇円
同右	同右	五七・一平方メートル	七戸	五四、八〇〇円	一〇〇、六〇〇円
下馬二丁目アパート (5号棟)	世田谷区下馬二丁目四十番	三四・六平方メートル	五四戸	三三、二〇〇円	六四、三〇〇円
同右	同右	四〇・四平方メートル	六四戸	三八、七〇〇円	七五、〇〇〇円
同右	同右	四七・二平方メートル	九戸	四五、三〇〇円	八八、〇〇〇円
同右	同右	四七・四平方メートル	一二戸	四五、五〇〇円	八八、〇〇〇円
同右	同右	五七・一平方メートル	一四戸	五四、八〇〇円	一〇六、〇〇〇円
江北四丁目アパート (28号棟)	足立区江北四丁目二十番	三四・六平方メートル	七〇戸	二八、五〇〇円	五四、九〇〇円
同右	同右	四〇・四平方メートル	五六戸	三三、三〇〇円	六四、一〇〇円
同右	同右	四七・八平方メートル	七戸	三九、四〇〇円	七六、〇〇〇円

●東京都告示第五百二十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 三条第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を、同条例第三條第二項及び第七十一
 条において準用する同条例第五十六條第一項第三号の規定
 に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平
 成二十七年四月一日から実施するので、同条例第三條第三

項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	南青山一丁目第2アパート(1号棟)	港区南青山1-18	34.3	1	31,300
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート(12号棟)	江東区豊洲4-5	36.4	1	29,100
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(6号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(26号棟)	杉並区阿佐谷北3-33	35.1	1	26,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,400
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第五百三十号

次の都営再開発住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名称 南千住八丁目第2アパート (7号棟) 位置 荒川区南千住八丁目十二番 構造及び規模 高層耐火 五六・八平方メートル 戸数 一戸

●東京都告示第五百三十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	区画数
下馬二丁目アパート駐車場	世田谷区下馬二丁目四十番ほか	九八区画
中十条一丁目アパート駐車場	北区中十条一丁目八番	二三区画
成増アパート駐車場	板橋区成増五丁目十番	七区画
上沼田アパート駐車場	足立区江北四丁目二十番	二八区画
亀有四丁目アパート駐車場	葛飾区亀有四丁目十番ほか	六〇区画
仙川アパート駐車場	調布市緑ヶ丘二丁目二十五番地	二〇九区画
稲城アパート駐車場	稲城市大丸六百三十番地	二四区画

●東京都告示第五百三十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基

づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	区画数
牡丹二丁目アパート駐車場	江東区牡丹二丁目二番	一二区画

●東京都告示第五百三十三号

保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第二十条において準用する同令第十六条の規定により、次の准看護師養成所の指定を取り消す。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名称	所在地	取消年月日
江戸川看護高等専修学校	江戸川区中央四丁目二番十四番十四号	平成二十七年三月三十一日

●東京都告示第五百三十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十一条の二第一項第一号の交付金を交付する事業(以下「事業」という。)について、同条第三項の規定により、特別の方法を次のとおり定め、平成二十七年年度の事業から適用する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十四条に規定する基準割合 二分の一
- 二 同条に規定する被保険者拠出割合 五分の四

●東京都告示第五百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

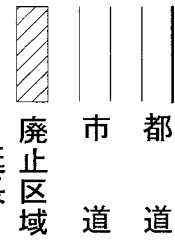
平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

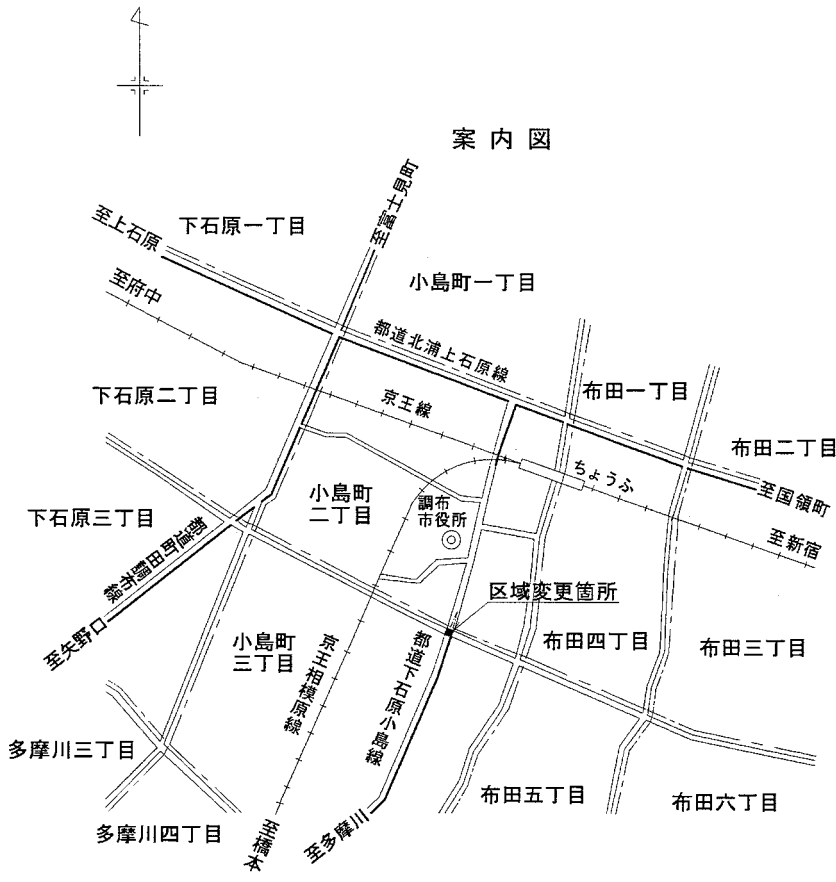
- 一 路線名 下石原小島
- 二 変更の区間 調布市小島町三丁目六十九番四地先から同所九十三番五十八地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり
- 四 変更の期日 平成二十七年四月一日

別図

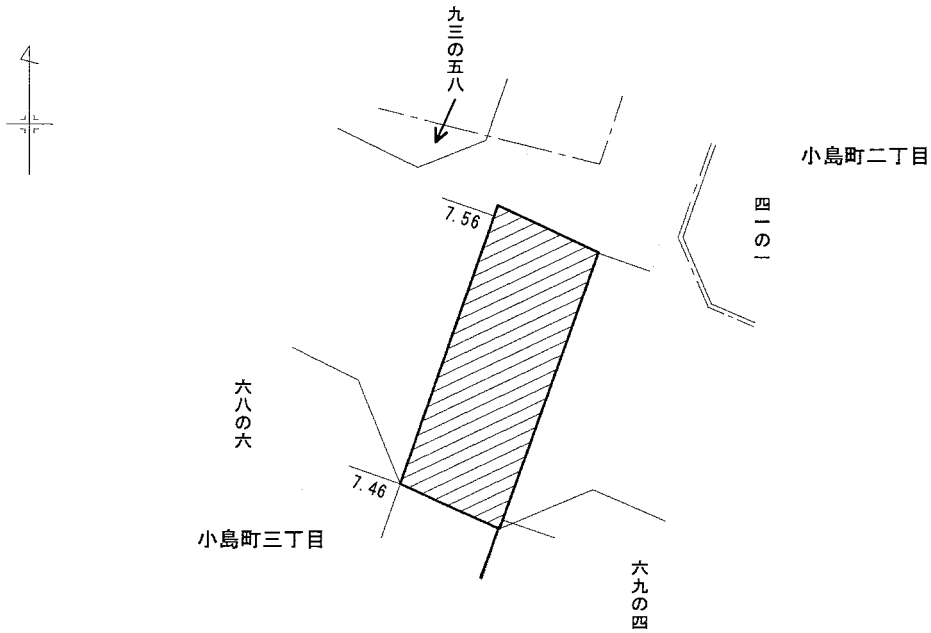
都道下石原小島線区域変更略図
調布市小島町三丁目地内



延長 二一・〇七メートル
面積 一五二・九二平方メートル



調布市



別図

都道前沢保谷線区域変更略図

西東京市泉町五丁目～東町六丁目

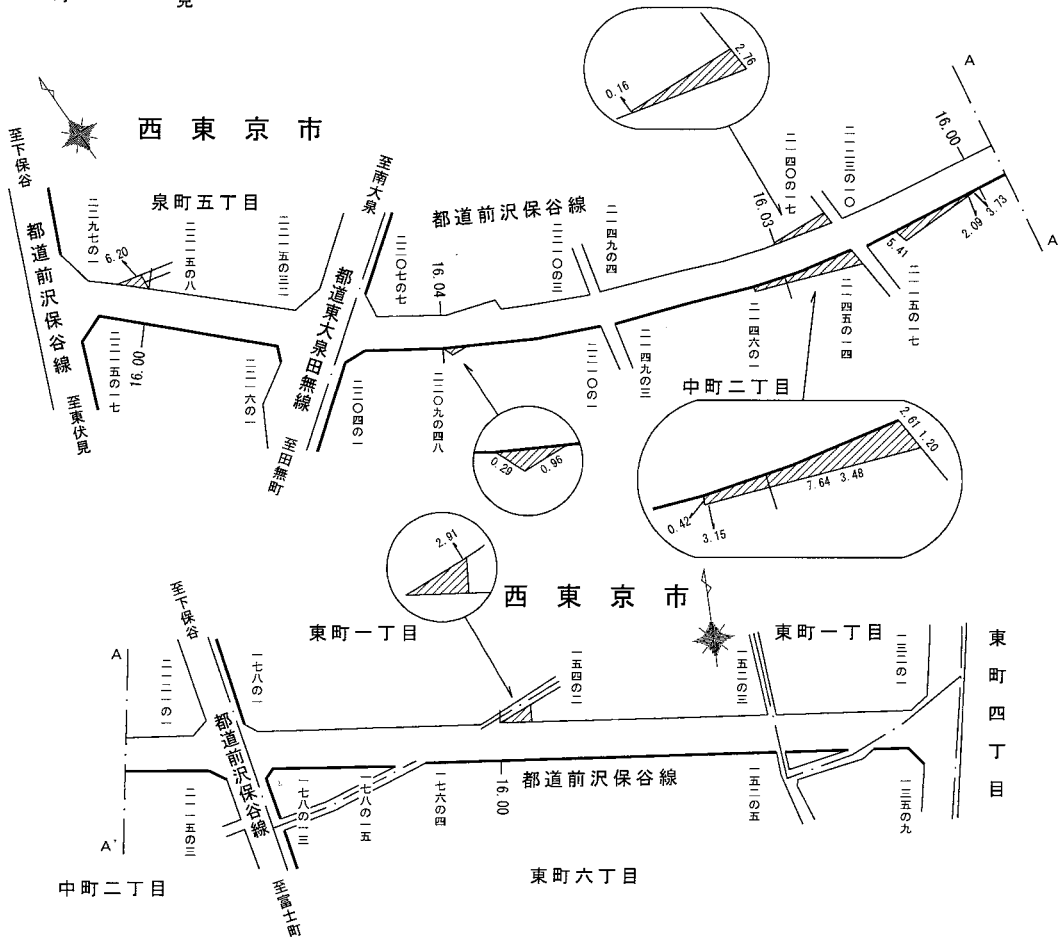
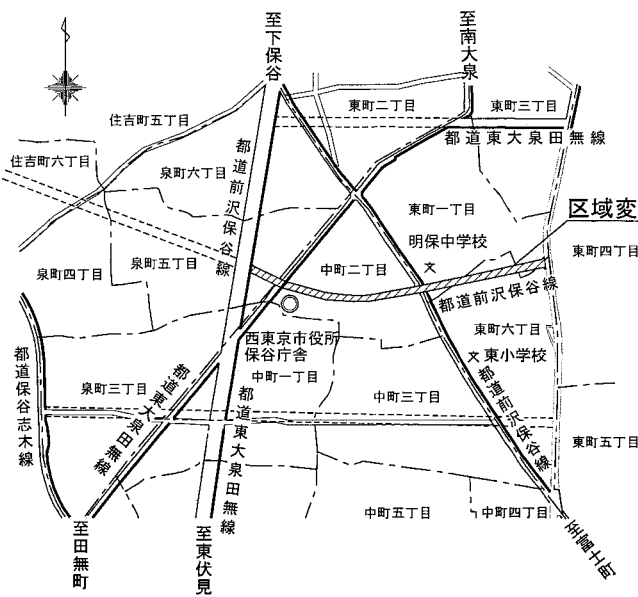
●東京都告示第五百三十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年三月三十一日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 前沢保谷

二 変更の区間 西東京市泉町五丁目二千二百九十七番一
 地先から同市東町六丁目百五十四番二地
 先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり
 四 変更の期日 平成二十七年四月一日

都道
 市道
 廃止区域
 延長 一一八・三四メートル
 面積 四一七・六〇平方メートル
 計画線

区域変更箇所



●東京都告示第五百三十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、二級河川境川の東京都と神奈川県との境界に係る部分の管理について、次のように協議が成立した。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 河川の名称及び区間

(一) 河川の名称 二級河川境川

(二) 区間

境川上流端から鶴瀬橋上流端の上流百二十メートルの地点に設置した標柱まで

二 管理を行う都県知事及び管理の内容

(一) 管理を行う 東京都知事及び神奈川県知事

(二) 管理の内容

東京都知事はアに掲げる境川の区間内に係る神奈川県知事の統轄する県の区域内に存する部分について、神奈川県知事はイに掲げる境川の区間内に係る東京都知事の統轄する都の区域内に存する部分について、それぞれ神奈川県知事又は東京都知事に代わって河川法第六条、第十二条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項、第二十六条第四項ただし書、第五十四条第一項、第五十六条第一項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項及び第五十八条の五第一項に規定する権限以外の権限を行うものとする。

- ア 根岸橋上流端から鶴瀬橋上流端の上流百二十メートルの地点に設置した標柱まで
- イ 境川上流端から根岸橋上流端まで

三 管理の始期

平成二十七年四月一日

●東京都告示第五百三十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	名称	級別	規模		所在地	変更年
			変更前	変更後		
上屋	竹芝	二級	二、一	二、〇	港区海岸一丁目十二番	平成二十七年
内質	上屋		五〇平方メートル	九七・五平方メートル	同右	四月一日
船舶給水施設	芝浦		給水栓二十箇	給水栓十八箇	港区海岸三丁目六番、二十八番、二十九番及び三十二番	同右

●東京都告示第五百三十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	名称	数		所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
				港区海岸一丁目十二番	平成二十七年

冷蔵コンテナ用荷役施設	竹芝冷蔵コンテナ用荷役施設	六	二十六	港区海岸一丁目十二番	平成二十七年四月一日
-------------	---------------	---	-----	------------	------------

●東京都告示第五百四十号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第一百七号)第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明テニスの森公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

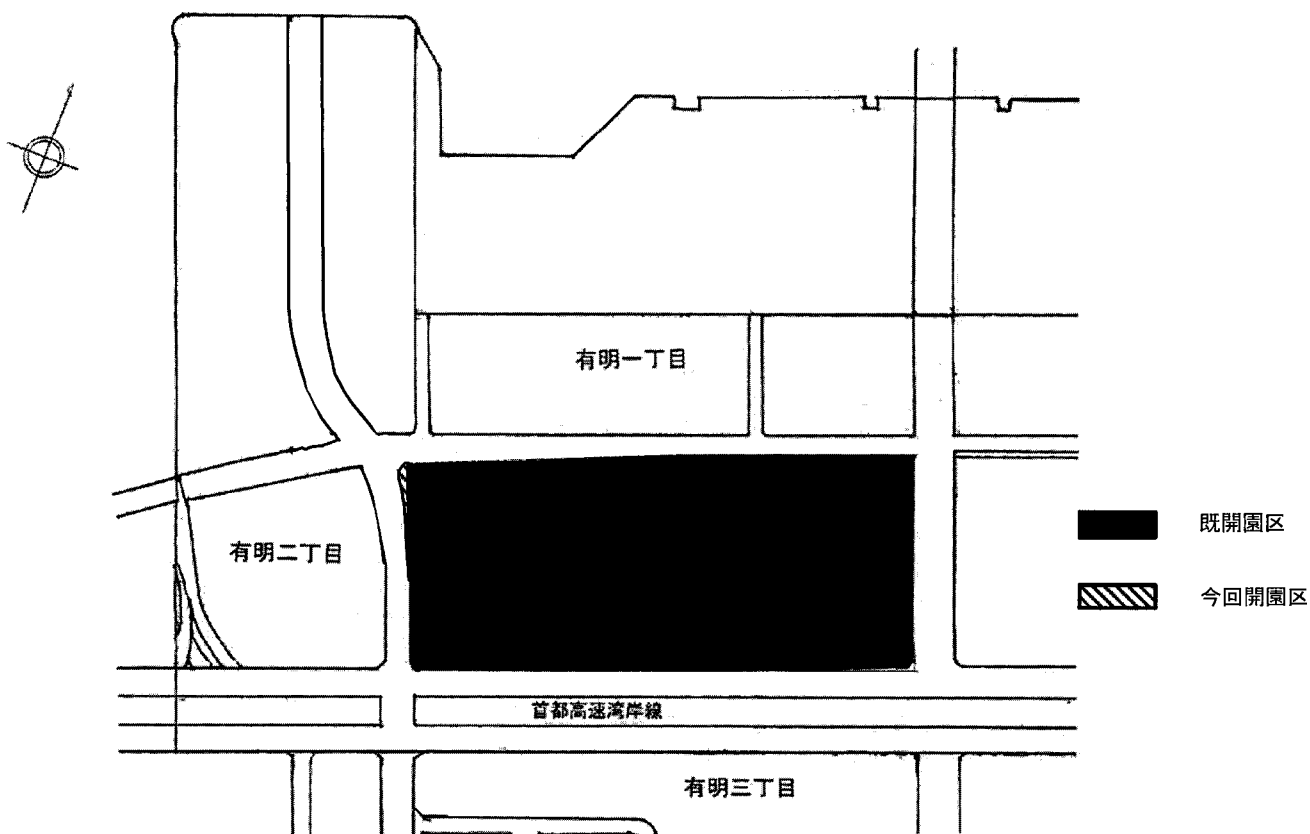
平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 区域 別図のとおり
- 二 面積 変更前 一六三、〇六八・八三平方メートル 変更後 一六三、三四九・六九平方メートル
- 三 変更年月日 平成二十七年四月一日

別 図

東京都立有明テニスの森公園



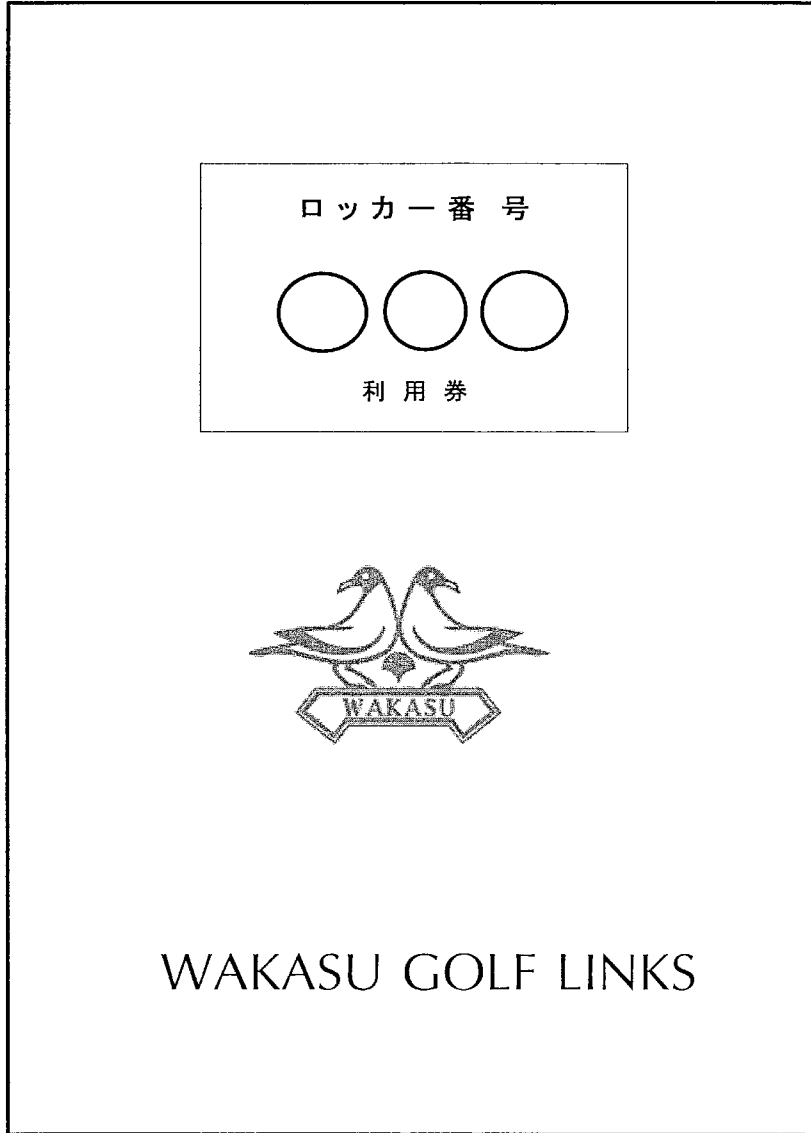
●東京都告示第五百四十一号

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第
二百四十二号）第十四条第四項の規定に基づき、平成十六
年東京都告示第五百二十八号で定めた東京都立若洲海浜公
園若洲ゴルフリンクス利用券の様式を次のように改正し、
平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

3 東京都立若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス利用券



公 告

東京都立海上公園有料施設の利用時間について
 東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第
 二百四十二号）第十七条第一項ただし書の規定に基づき、
 有料施設の利用時間を次のとおり臨時に変更する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場
 - (一) 期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (二) 利用時間 午前七時から午後五時まで
 - (三) 理由 都民サービス向上のため
- 二 大井ふ頭中央海浜公園第一球技場
 - (一) 期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (二) 利用時間 午前七時から午後五時まで
 - (三) 理由 都民サービス向上のため
- 三 大井ふ頭中央海浜公園第二球技場
 - (一) 期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (二) 利用時間 午前七時から午後九時まで
 - (三) 理由 都民サービス向上のため
- 四 大井ふ頭中央海浜公園野球場（夜間照明施設を備えているもの）
 - (一) 期間 平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月三十一日まで
 - (二) 利用時間 午前七時から午後九時まで
 - (三) 理由 都民サービス向上のため

五 大井ふ頭中央海浜公園野球場(夜間照明施設を備えていないもの)

(一) 期間 平成二十七年四月一日から同年八月三十一日まで

イ 利用時間 午前七時から午後六時まで

ウ 理由 都民サービス向上のため

(二) ア 期間 平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月三十一日まで

イ 利用時間 午前七時から午後五時まで

ウ 理由 都民サービス向上のため

六 大井ふ頭中央海浜公園テニスコート(夜間照明施設を備えているもの)

(一) 期間 平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(二) 利用時間 午前九時から午後九時まで

(三) 理由 都民サービス向上のため

七 大井ふ頭中央海浜公園テニスコート(夜間照明施設を備えていないもの)

(一) 期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(二) 利用時間 午前七時から午後五時まで

(三) 理由 都民サービス向上のため

八 若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス

(一) 期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(二) 利用時間 午前六時三十分から午後五時三十分まで

(三) 理由 都民サービス向上のため

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。
平成二十七年三月三十一日
東京都職員共済組合
理事長 秋山俊行

東京都職員共済組合定款の一部変更について

第一条 東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第四十五条第一項(一)の表中「一、〇〇〇分の四十三・七四」を「一、〇〇〇分の四十七・五」に、「一、〇〇〇分の四十八・八九」を「一、〇〇〇分の五十二・六二五」に、同項(二)の表中「一、〇〇〇分の三十四・九九」を「一、〇〇〇分の三十八」に、「一、〇〇〇分の三十九・一一」を「一、〇〇〇分の四十二・一」に改める。

第四十七条の二中「平成二十六年度」を「平成二十七年」に改める。

年度」に改め、同条第一号中「千二百四十二円」を「千四百三十四円」に改め、同条第二号中「二千五十六円」を「千二百四十七円」に改める。

附則第十三項の表中「一、〇〇〇分の三十四・九九」を「一、〇〇〇分の三十八」に、「一、〇〇〇分の三十九・一一」を「一、〇〇〇分の四十二・一」に改める。

第二条 東京都職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第四十五条第一項を次のように改める。

組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準報酬 期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準報酬 期末手当等の額と負担金との割合	
	短期分	介護分	短期分	介護分
一般組合員 知事組合員 特定消防組合員	一、〇〇〇分の 四十二・一	一、〇〇〇分の 五・九	一、〇〇〇分の 四十二・一	一、〇〇〇分の 五・九
長期組合員 知事長期組合員 特定消防長期組合員	一、〇〇〇分の 一・七六	一、〇〇〇分の 一・七六	一、〇〇〇分の 一・七六	一、〇〇〇分の 一・七六
船員一般組合員	一、〇〇〇分の 三十八	一、〇〇〇分の 五・九	一、〇〇〇分の 三十八	一、〇〇〇分の 五・九

第四十五条の二中「千分の百・一二五」を「千分の八十一・一」に、「千分の十四・七六」を「千分の十一・八」に改める。

第四十七条中「長期経理」の下に「、厚生年金保険経理、退職等年金経理」を加える。

附則第十三項を次のように改める。

13 削除

附則第十六項の次に次の一項を加える。

17 組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過の長期給付を行う間、附則第十五項中「及び基礎年金支払経理」とあるのは、「経過の長期経理及び基礎年金支払経理」として同項の規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この変更は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による変更後の東京都職員共済組合定款第四十五条第一項及び附則第十三項の規定は、平成二十七年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年三月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による変更後の東京都職員共済組合定款第四十五条第一項、第四十五条の二及び附則第十三項の規定は、平成二十七年十月分以後の掛金及び負担金並び

に任意継続掛金について適用し、同年九月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

4 平成二十七年九月三十日までに退職し、任意継続組合員の資格を取得した者に係る同年十月から平成二十八年三月までの間における任意継続掛金については、第二条の規定による変更後の東京都職員共済組合定款第四十五条の二及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 東京都職員共済組合定款の一部変更の一部変更(平成二十六年三月三十一日公告)の一部を次のように変更する。第四十七条の変更規定を削る。

附則第一項中「第四十七条の規定及び」を削る。附則第四項中「退職等年金給付業務経理」を「業務経理」に改める。

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年三月三十一日

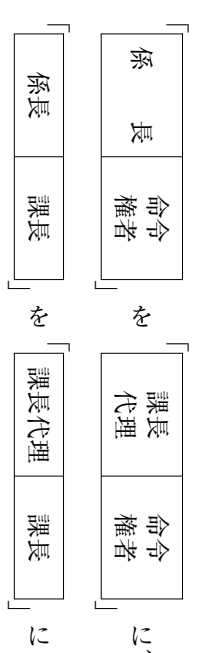
東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第八号)の一部を次のように改正する。別記第二号様式中



改める。

附則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合規程第五号

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合財務規程(昭和四十年東京都職員共済組合規程第五号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「係長」を「課長代理」に改める。

第八十六条第二項中「財務課契約管財係長、医療保険課医療係長及び貸付課管理係長」を「財務課課長代理(医療係長)及び貸付課課長代理(管理係長)」に改める。

別紙第二号様式及び別紙第三号様式中

を

課長代理

に改める。

別紙第二十号様式中

を

に

「表 欄」を「表 欄」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合財務規程別紙第二号様式、別紙第三号様式及び別紙第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第六号

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合契約事務規程（平成五年東京都職員共済組合規程第十号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号様式及び別紙第三号様式中

を

課長代理

に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合契約事務規程別紙第一号様式及び別紙第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合総合保健施設利用規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第七号

東京都職員共済組合総合保健施設利用規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合総合保健施設利用規程（平成三年東京都職員共済組合規程第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「係長」を「課長代理」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都職員共済組合告示第二号

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所の患者受付時間を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から実施する。

平成二十七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

午前八時四十五分から十一時まで

午後零時三十分から三時四十五分まで

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日、一月二日、同月三日、十二月二十九日から同月三十一日まで、土曜日及び日曜日並びに理事長が別に定める日は、休診とする。

なお、所長は、都合により前記の受付時間を変更することがある。

附 則

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所の患者受付時間（平成二十年東京都職員共済組合告示第四号）は、廃止する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002